http://www.kamagasaki-forum.com/rojo/

# なにわ路情

野宿考ジャーナル
5号（隔月刊）

**「なにわ路情」がめざすもの**

- 野宿生活者の生活や声をとりあげ、ともに考える新聞です。
- 脱野宿のきっかけになるような紙面づくりがけています。
- 今までのことそしてこれからのこと、いっしょに考えていきませんか。

# 生活保護を活用して路上から畳へ

生活保護は、充分な収入がなくて生活費に困っている方の生活を支える制度です。近ごろ大阪でも、生活保護を受けて野宿からアパートに移った方や、仕事の収入では生活費が足りない場合に生活保護でおぎなっている方が増えてきています。

## 生活保護は誰が利用できるの？

まず、どういうときに生活保護を受けることができるのでしょうか。第一のポイントは、食費や家賃、医療費などの生活費に困っているということです。ただし、働くことができて働く場がある場合には、まず働いて生活費を稼ぐことが必要ですし、預貯金などの資産がある場合には、まずそれを活用して生活費にあてることが必要になってきます。

よく誤解されていることですが、生活保護は六五歳以上でないと受けられない、住所がないと受けられない、働ける人は受けられない、ということは決してありません。六五歳未満の方も、野宿されている方も、働きたいけれど働く場が見つからない方や働いているけれども生活費に困っている方、または借金をされている方も、生活保護を受けられる可能性があります。

いま書いたように、生活保護は、生活費に困っている方を対象とした制度です。現在の収入が、これから説明する生活保護費を下回っている場合に、「生活費に困っている」とみなされます。たとえば大阪市や堺市では、アパートなどの住宅で生活保護を受けて働いていない場合、五五歳で単身だと一ヶ月に八万一七八〇円、七〇歳で単身だと九万三八五〇円の生活費が支給され、さらに四万二〇〇〇円以内の住宅費が支給されます（冬季や年末の加算等を除く）。さらに、必要な医療も生活保護で受けることができます。生活保護費の計算方法はとても細かく、時期や個人によっても額が変わってきます。

## 手続きはどこで、どのように？

さて、実際に生活保護を利用しようとする場合にはまず、いま住んでいる住宅や野宿場所のある市（区の役所「福祉事務所」）に相談することが必要です。役所で生活保護の相談をされるとき、ご本人の同意があれば他の方に付き添ってもらうことも可能です。

いざ役所の窓口で生活保護の相談をされるときのポイントは、窓口にある生活保護の申請書を提出して、書類上の手続きをとることです。なかには、窓口で申請書を渡してくれず、「まだ六五歳になっていないから」とか「まだ働けるでしょ、探せば仕事はあるはず」とか「住所や住居のない人には無理です」などの理由で、その場で断られることもあるようです。しかし、これらの理由によって断るというのは、上にも書いたように、生活保護の原則に反している場合が多いのが現実です。ですから生活保護の申請と結果通知は、口頭でのやりとりを避けて、書類で行うのが望ましいです。

## 就労と生活保護の組み合わせも

生活保護の申請の結果、生活保護を受けられることになった場合でも、注意してほしい点があります。生活保護の原則は、アパートなど居宅での保護です。いま野宿されていて住宅のない方でも、居宅で生活保護を受けることが可能です。最近は、住宅のない方が生活保護を受ける場合に、敷金も生活保護で支給されるようになってきました。なかには施設や病院でしか保護しないという場合もあるようですが、これは違法です。

さて逆に、申請したけれども却下の通知があった場合は、特に次の点に注意してください。却下の場合は、その理由が示されます。「稼働能力あり」、つまり働くことができるという理由で却下されることがあります。しかし実際には、仕事を探しても見つからない場合もありますし、働いていても給料が少なくて食費や医療費に困る場合もあります。「働けるから」というだけでは、却下の理由にはなりません。働きながら、生活費の足りない部分を生活保護でおぎなうという、就労と福祉の組み合わせ（半就労・半福祉）も可能です。また、いま病気をお持ちの方であれば、いったん生活保護を受けて治療に専念し、再び就労にチャレンジするという道もあるでしょう。

このように、生活保護の制度というのは、生活に困っている方に細やかに対応できるように、柔軟につくられています。生活保護の申請のさいに役所の窓口に出向かれるときなど、この新聞をご活用いただければと思います。（か）

## 紙面


| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 生活保護を活用して路上から畳へ | 3 | 中之島テント生活者に初の法律相談会(続き) |
| 2 | 野宿仲間に新しい仕事 | 4 | こちら路上医療相談室 |
| 2 | 中之島テント生活者に初の法律相談会 | 4 | 「カマやんと八起さん」 ありむら潜 |
| 3 | 福岡訪問記　北九州NPOの自立支援 | 4 | 編集後記 |


発行元
NPO元気百倍ネット
なにわ路情編集局

〒530-8090　大阪中央郵便局留
ＮＰＯ元気百倍ネット
「なにわ路情編集局」係
tel　06－4397－9305
e-mail　rojoinfo@zap.att.ne.jp
http:/www.kamagasaki-forum.com/rojo/



# こちら路上医療相談室　第6回

やすだ　せいいちろう
（医師・ききとりの会メンバー）

## 「正常」はわずか4％
## 1246人の健康診断で分かったこと

きびしい寒さが続きますが、皆さんお変わりありませんか？

さて、皆さんの中にも高齢者特別清掃事業（どくそう）で働いておられる方もいるかと思います。

「どくそう」は、おおむね55才以上の野宿生活者が対象になっていて、地域の清掃（せいそう）などの仕事をおこなっています。大阪府・市から委託（いたく）を受けた民間の団体（釜ヶ崎支援機構）が行っている事業です。

今年9月に「どくそう」で働いている方々を対象にして、血圧の測定・血液の検査・尿の検査・胸のレントゲンなどの健康診断（けんこうしんだん）がおこなわれました。これほど多くの野宿生活者に対する健康診断はおそらくはじめてのことではないかと思います。なお、検査を受けたのにまだ結果を受け取っていない方や、さらに医療の相談がしたい方は朝の9時ころに「どくそう」の現場まで来てください）

### 73％は「通院が必要」

今回の健康診断を受けた人は全部で1246名でした。血圧の測定、血液の検査、尿の検査、胸のレントゲンについてそれぞれ、A：正常です」B：生活のかいぜんが必要です」C：さらに検査が必要です」D：病院への通院が必要です」、以上の4つに分類しました。全ての検査で「正常」であったひとは55人（全体の4％）程度しかいませんでした。逆になんらかの項目で「さらに検査が必要」「病院への通院が必要」と言われた人は914人（全体の73％）にたっしました。つまり4人に3人の方が、身体のどこかが悪くて病院などへの通院が必要であったことが分かりました。

くわしい結果の報告は、今回の健康診断をおこなった医者のグループから今後おこなわれるかと思います）

### 三人に一人が高血圧！

特に深刻（しんこく）だったのは高血圧（糖尿病（とうにょうびょう）・高脂血症（こうしけっしょう）：血液中の油分が多い病気）などの慢性の病気です。高血圧で「さらに検査が必要」と言われた人が224人、病院への通院が必要」と言われた人が190人となり、合わせると3人に1人の人が高血圧であることが分かりました。中には「上の血圧」が250をこえるような人もいました。

糖尿病や高脂血症の人もそれぞれ1，2割はみつかりました。すでに病院などに通院されている方もいましたが、今回の健康診断ではじめて自分の病気を知られた方が大半でした。こういった病気をほおっておくと、心筋梗塞（しんきんこうそく）や脳卒中（のうそっちゅう）などのこわい病気になりやすくなります。

### 結核にご注意！

野宿生活者の間で結核の患者さんが多いことは以前にも書きましたが、今回の健康診断でも、胸のレントゲンで結核のうたがいがあると思われた人が104人（全体の8％）もみつかりました。大阪は日本でも結核の多い地域ですが、それでも人口の0.1％以下です。やはり結核は野宿生活者の命をおびやかす病気となっています。咳（せき）や痰（たん）、微熱（びねつ）などの症状が続く場合は、結核の可能性もありますので注意してください。

### 通院の効果はばつぐん

「どくそう」の現場では自動血圧計（けつあつけい）がおかれていて仕事はじめ、仕事帰りに皆さんが血圧を測っています。とくに血圧が高い人には相談員が病院への通院をすすめています。血圧をさげる薬などを定期的に飲みはじめた人も多くいますが、おおむね以前より血圧がさがってきている人が多いようです。やはり病気は「早めの発見と治療（ちりょう）」が一番たいせつです。今回の健康診断についても、ひとりひとりの医療相談をおこなって、必要な人には病院への通院をすすめています。

### 巡回診断も検討

今回の健康診断は「どくそう」で仕事をしている人たちだけを対象としています。路上（ろじょう）や公園、河川敷（かせんじき）などにはもっと健康状態の悪い方が野宿されていると思います。また、「どくそう」の対象外の若い方でも、見た目は元気でも、実は高血圧や糖尿病などをかかえている方もいるかもしれません。

今後は、「どくそう」の現場だけでなく市内の公園や河川敷などへも出かけていく必要があるのではと話し合われています。そのうち皆さんのもとにもお邪魔（じゃま）することがあるかもしれません。その時はよろしくお願いします。

## 編集後記

『法律相談会』を取り上げた記事はいかがでしたか？

サラ金問題など他人に言えぬ悩みを抱えながら、野宿生活を送っている人たちは少なくないと思います。

次号では、自立支援センターなどの福祉施設で法律相談を行っている弁護士さんからのメッセージを紹介したいと思います。

みなさんのお役に立てる情報づくりに来年も頑張ります。

# 野宿仲間に新しい仕事

## 「ビッグイシュー」販売員の実際

ビッグイシュー日本版が出た。大阪のベンダー販売員）が京都での立ち上げにかけつけ、早や一ヶ月。そのかん、京都でも十一人がベンダーに登録、現在八名が定着した。今日は、京都勢のミーティングの日。大阪の応援ベンダー二人のほか、京都から五人が出席した。さっそく声を聞いてみよう（以下の名はすべて仮名）

まずは、缶集め専業で収入があった三十代、今井さん。「ちょっとしか売れへんかった竹本さんも、場所変えて、こっちで一緒に売れるようになった。安藤さんも、今日は売れ行き一番や。僕は今、頭打ちでへこんでるけど、この二人ががんばってるし、ものすごうれしい。」今は、ビッグイシュー一筋だ。「粘りが僕のとりえ」という。

ホームレス歴数ヶ月の四十代の金井さんは、京都駅で自ら志願をした京都初のベンダーである。

「売ることより、いろんなとこの様子を探ってみたい。守衛さんやらと顔見知りもできてます。」ベンダー説明会で人だけ先に集めるのは、どうなんかなあ・・」鋭いコメントや豊富なアイデアが次々と出る。ビッグイシューはおもしろいと、本人もよく読んでいる。

そんな彼に、読んだり、口ばっかりやんけ。もっと売れや」と率直な意見を言うのは、缶集めと兼業でがんばる四十代、浜田さん。元印刷所勤務だけあって、創刊号の表紙にも注文がでる。販売の機会も逃がさない。「ボ屋の前を通る人にも売るで。俺がホームレス支援で売ってるのやと勘違いされる。ほんとのこと話したら、びっくりしてるわ」

食べながら聞き手に回るのは、五十代の安藤さんと竹本さん。二人は友人だ。「売れんときが一番つらい。今日は売れてよかった」と、安藤さん。仲間によると、態度にも自信がでてきたという。

大阪の応援団、田辺さんと大井さんは百戦錬磨のつわものだ。新人ばかりの京都ベンダーを励ましたり、売るコツを教えたり、場所を開拓したりと忙しい。田辺さんは、自分も売りながら京都全体のまとめも助けている。大井さんは六十代の最年長者。店をもう一度もつという目標と際だった販売実績で、説得力は抜群である。働いて得たお金のことや若手ベンダーの先々など、面と向かっては、あまり口に出さないが、心の中ではいろいろ気にかけているようだ。「甘えはいかん」が口癖である。

スタッフの筒井さんは二十代半ば、音楽を愛してやまない若者だ。「自分は脇役」と言うが、交渉力や判断力に富み、周囲の好感度も高い。明るく聡明な働き者である。

以上、販売地の京都からお伝えした。ベンダーさんへの応援体制を含めて、これからが本番である。（AB）

ビッグイシューは、ホームレス支援のために英国で始まり、世界24国で発売。日本では月刊、12月で三号目です。一回五万部印刷しています。内容は若者向けで、野宿生活者が販売員登録をして、街頭販売をしています。

販売実績は、大阪で一人一日40部、京都では30部たらずが平均です。（11月現在）

一冊九十円で仕入れ、二百円で売り、百十円が販売員の利益になります。

問合せ先は〇六ー六五三一ー五六三九ビッグイシュー日本です。

# 中之島テント生活者に初の法律相談会

## 借金問題などで37人が訪問

大阪市役所隣の中之島公園でテント生活している人たちを対象に12月6日、弁護士や司法書士、ケースワーカーら約10人が「自立支援のためのなんでも相談会」を開きました。

室には37人が相談に訪れ、消費者金融やヤミ金融からの借金問題、生活保護の申請手続きなどの悩みについて専門家の助言を受けました。中之島の野宿生活者を対象とする法律相談は初めての試みです。

相談会は、土佐堀川沿いの青テント生活者を対岸の法律事務所から見つめてきた斎藤浩弁護士（タウン誌「おおさかの街」発行人）と、木村達也弁護士（全国クレジット・サラ金問題対策協議会事務局長）が「自己破産や生活保護申請など問題解決の方法を一緒に考え、〝隣人〟の自立のために役立ちたい」と発案。趣旨に賛同したNPO釜ヶ崎支援機構が後援し、大阪弁護士会人権擁護委員会と釜ヶ崎反失業連絡会も協力しました。

事前に新聞報道されたこともあって、午後1時の開始と同時に中之島公園のテントはもとより、府内各地から相談者が列をなし、相談活動は同5時の終了予定時間後まで続く盛況ぶりでした。

相談内容でいちばん多かった借金問題では、ギャンブルが原因の例は1件だけで、大半は病気やケガ、家族の介護をきっかけにサラ金に手を出し、返済と生活苦のためにさらに借金を重ねるというケースが目立ちました。弁護士らは、個別の状況に応じて「時効による債務の消滅（5年）を申し立てれば解決します」「大阪弁護士会の法律扶助を受けて自己破産を申請し、生活保護の手続きを」などと具体的に解決案を助言していました。

また「日払いホテルを転々としながら、仕事を探したがまったく就職できず、宿代も尽きた」と訴える男性（58）にはNPO釜ヶ崎が紹介され、当面、中之島のテントで仲間と一緒に生活しつつ、自立支援センターへの入所をめざすことになりました。男性はすっかり安堵した表情でした。

中には「死ぬ前にせめて娘や孫に会いたい」（71歳男）、自立支援センター入所の待機期間が長すぎる」（34歳男）など、すぐには解決できない相談内容もありました。しかし、弁護士やケースワーカーは関係者に連絡しながら、本人が納得できるよう熱心に対応していました。

相談会を主催した斎藤、木村の両弁護士は「成果はあったと思います。これで最後にならないよう、次回も開催を検討します」と話しています。

野宿生活者の自立支援のための法律相談はほかにも、大阪弁護士会が昨年8月から毎月1回、市内3カ所の自立支援センターに巡回して無料で実施しています。この1年間で129人から計135件の相談があり、うち約9割は消費者金融などからの借金の悩みでしたが、多くは自己破産手続きや債務の任意整理、債権の消滅時効通知などで解決しています。



福岡訪問記

# 北九州市ＮＰＯの自立支援

## 自立支援住宅退所者のあつまり「なかまの会」会長にきく（上）

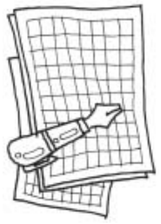

二〇〇三年一月の調査では、福岡県北九州市には四二一名が野宿生活をおくっていると報告されています。福岡市では六〇七名でした。さる九月に、この両市と久留米市を訪問し、福岡県の野宿生活者の声、そしていくつかの注目すべき自立支援活動の実態に触れる機会がありました。野宿生活者が八千人にもたっしようという大阪は、なにかにつけても先進地と思っていましたが、福岡県では、比較的少人数のメリットを生かした手づくりの、きめの細かいサービスが開発され提供されていることに、たいへん感銘をうけました。とくにここでは、北九州市八幡東区にある、ＮＰＯ法人北九州ホームレス支援機構が運営する、自立支援住宅での長年の先進的な活動を紹介します。

ホームレス支援では老舗の団体であり、その代表で、牧師でもある奥田知志さんを中心に、炊き出し活動をはじめて既に十五年。そしてはやくも一九九四年からは、自立支援中心に切りかえ、アパート就労自立、居宅での自立支援をはじめ、今年で計二百人近い元野宿生活者の人たちが、畳の上の生活を継続している。おどろくべきことに、このなかで、行方のわからない人は、たったの二名、どこにこうした「好成績」の秘訣があるのでしょうか。

小倉駅からバスで十五分、木造家屋のほどよく密集した下町の一角にあるマンションの一部借り上げ居室が、二〇〇一年の春からスタートした自立支援住宅です。半年の入居期間で、毎期十人ずつが、あらかじめ選考されて入居し、半年後に一斉に卒業して、一般のアパート住まいをはじめるという、そしてそのあとに次の期の十人が入居するという仕組みで、われわれが訪問は、一週間後に第五期生の「卒業式」をひかえた時期でした。

比較的若い人たちへの就労自立の支援は個別対応をするので、ここには入居していないが、ほぼ六五才以上の生活保護受給者が、この自立支援住宅を利用している。2Kのゆとりのひろさのある居室、入居中は禁酒で、いつくかの自立にあたっての生活支援プログラムが用意されている。すでに巣立った人は四十名を数え、少人数のスタッフのきめ細かい対応も、そろそろ限度となってきたようです。ということで、じゃあ、卒業生自身が、卒業生の自立支援をお互いに支えあおうではないかということで、今年の春に卒業生が「なかまの会」を結成し、いくつかの活動をはじめだしたところです。

代表の谷山さん（仮名）は第四期生。結構連携のよいなごやかな期だったので、OB会を結成する機運があったそうだ。

「まず訪問活動をしてみようということで、仲良しになった人をさそって、あつい時は暑中見舞い出したりして、全員のところをまわりました。怪訝な顔で出迎えられる場合もあります。もうホームレスじゃあないんだからって。元ホームレスであって、再生自立したからこそ、これだけのことができる、ということを世間の人に思わすような生き方もあるんだよ、ひとりひとり落ちこぼれないように、うまくなって生きていけば、これだけでも世間は評価するし、ホームレスを拾い上げて自立させれば、地域社会に迷惑かけない。ホームレスしている状態では、本人は迷惑かけているつもりはないけれど、野宿そのものが自然と地域に迷惑かけているわけだし」

（次号につづく）

写真1　「なかまの会」の集会室にもあたる「みんなの家　なごみ」の玄関看板。北九州市八幡東区の自立支援住宅の屋上にある。

写真2　高層の北九州市役所直下の小倉城内勝山公園には、大阪と同じつくりのブルーテントが90張り弱。上の壇上で、NPOによる炊き出しが行なわれる。ここで支援住宅入居の勧誘も行なわれる。